

○佐久穂町宅地造成支援補助金交付要綱

令和4年5月20日告示第35号

改正

令和5年12月27日告示第72号

令和6年12月24日告示第77号

佐久穂町宅地造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、佐久穂町における定住人口の増加を図り、良好な宅地の供給を促進するため、民間事業者が実施する定住を目的とした宅地分譲の造成事業に対し、予算の範囲内において佐久穂町宅地造成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地造成 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定するものをいう。
- (2) 分譲地 佐久穂町内（以下「町内」という。）に新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の宅地をいう。
- (3) 事業者 宅地の供給を目的とした宅地造成の事業を行う者をいう。なお、土地の売買については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者がおこなうこと。
- (4) 開発道路 分譲地の区域内に整備する道路で、町道の寄付受納基準に適合し、町道認定を受ける道路をいう。
- (5) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律79号）及び佐久穂町下水道施設条例（平成17年条例第138号）に定めた施設をいう。

(交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内において、第三者に販売提供する目的で分譲地を造成する法人又は個人であること。
- (2) 補助事業者が、個人にあつては居住している市区町村の市区町村税、法人にあつては法人事業税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教法人ではないこと。

(交付要件)

**第4条** 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 宅地造成を行う土地は、佐久穂都市計画区域内であること。
- (2) 分譲地が一団で2区画以上、開発道路の補助を受ける場合は、3区画以上あること。
- (3) 1区画あたりの面積が200平方メートル以上であること。

- (4) 分譲地が開発後において宅地以外の用途にならないこと。
- (5) 各区画が接する道路の有効幅員が4メートル以上であり、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定されている接道要件を満たしていること。
- (6) 上水道及び公共下水道等に接続すること。この場合において、公共下水道区域外で、公共下水道に接続する場合は、工事の完了検査結果通知書があること。
- (7) 農地のときは、農地転用許可を受けた土地であること。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 1区画あたりの補助金額は、600,000円とする。
- (2) 開発道路があるときは、寄付面積に対し、1平方メートルあたり7,000円とする。なお、面積の小数点以下は切り捨てる。
- (3) 公共下水道区域外において、公共下水道に接続するときの1区画あたりの補助金額は、332,000円とする。

（事業の認定）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事前に町と協議した上で、当該宅地造成に係る工事に着手する前に、宅地造成支援補助事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 現況写真
- (2) 土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条地図の写し
- (3) 宅地造成の設計図書（位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図、配管図等）
- (4) 宅地造成工事費見積書の写し
- (5) 個人にあつては、居住している市区町村の住民票及び市区町村税の納税証明書
- (6) 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び法人事業税の納税証明書
- (7) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) 農地にあつては、農地転用許可証の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、宅地造成支援補助事業認定（却下）通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の認定変更等）

**第7条** 前条2項の規定により事業の認定を受けた補助事業者が、事業の内容を変更、又は廃止するときは、宅地造成支援補助事業変更・廃止承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、宅地造成支援補助事業変更・廃止承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の着手）

**第8条** 当該補助事業の着手は、第6条第2項の規定による認定を受けた日から6か月以内に行わなければならない。なお、補助事業に着手するときは、速やかに宅地造成支援補助事業着手届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（中間検査）

**第9条** 町長は、当該補助事業の円滑かつ適切な執行を図るため、中間検査を行うことができる。

（交付の申請）

**第10条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から30日以内に宅地造成支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、開発道路の寄付等で町と協議しているときは、その限りではない。

- (1) しゅん工図
  - (2) 工事写真及び完成写真
  - (3) 宅地造成工事契約書の写し（所有者自ら施工する場合を除く。）
  - (4) 宅地造成工事代金領収書等の写し（所有者自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類）
  - (5) 開発道路にあつては、町への寄附申出書の写し
  - (6) 公共下水道にあつては、工事の完了検査結果通知書の写し
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定及び確定）

**第11条** 町長は、補助事業者から前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を決定し、宅地造成支援補助金交付決定・確定（却下）通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第12条** 前条の規定により、交付の決定を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、速やかに宅地造成支援補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

**第13条** 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があつたとき。
- (3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

（その他）

**第14条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（申請期限）

- 2 第6条に規定する事業の認定の提出期限は、令和10年3月31日とする。

（失効）

- 3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金は、第13条に規定する補助金の返還の対象とし、この告示失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

## 宅地造成支援補助事業認定申請書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

佐久穂町宅地造成支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、添付書類を添えて、下記のとおり提出します。

### 記

|                |                                        |                 |                                      |
|----------------|----------------------------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 事業（工事）名        |                                        |                 |                                      |
| 宅地造成土地         | 佐久穂町大字                                 |                 |                                      |
| 土地筆数           | 筆                                      | 総面積             | m <sup>2</sup>                       |
| 分譲用宅地区画数       | _____区画 …①<br>※1区画200m <sup>2</sup> 以上 | 開発道路の<br>寄付予定面積 | _____m <sup>2</sup> …②<br>※小数点以下切り捨て |
| 工事施工者          | 所在地<br>名称<br>電話番号                      |                 |                                      |
| 工事見積金額         | 円                                      | 予定工期            | 着手日 年 月 日<br>完了日 年 月 日               |
| 補助金交付<br>申請予定額 | 分譲宅地 区画数 (①) × 600,000 円               |                 | 円                                    |
|                | 開発道路寄付面積 (②) × 7,000 円                 |                 | 円                                    |
|                | 公共下水道区画数 (①) × 332,000 円               |                 | 円                                    |
|                | 合 計                                    |                 | 円                                    |

### 添付書類

- ☐ 現況写真 ☐ 土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条地図（写し）
- ☐ 宅地造成の設計図書（位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図、配管図等）
- ☐ 宅地造成工事費見積書（写し）
- ☐ 個人の場合は、居住している市区町村の住民票及び市区町村税の納税証明書
- ☐ 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び法人事業税の納税証明書
- ☐ 誓約書兼同意書（様式第2号） ☐ 農地の場合は、農地転用許可証（写し）
- ☐ その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

## 誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

佐久穂町宅地造成支援補助金に係る申請内容について、下記事項を厳守することを  
誓約します。

### 記

- 1、補助金交付要綱第4条の交付要件に該当する事業であること。
- 2、事業認定申請書に記載された内容を変更するときは、速やかに報告すること。
- 3、申請に虚偽その他不正な手段があった場合は、補助金の返還をすること。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

## 宅地造成支援補助事業認定（却下）通知書

申請者 様

佐久穂町長 印

年 月 日付けで事業認定申請のあった佐久穂町宅地造成支援補助金について、下記のとおり認定（却下）したので、補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

### 記

#### 1、認 定

|         |                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業（工事）名 |                                                                                     |
| 宅地造成土地  | 佐久穂町大字                                                                              |
| 補助金予定額  | 金 円                                                                                 |
| 予定額の内訳  | 分譲用宅地1区画（600,000円）× 区画 = 円<br>開発道路寄付1㎡（7,000円）× ㎡ = 円<br>公共下水道1区画（332,000円）× 区画 = 円 |

#### 2、却 下

|         |  |
|---------|--|
| 事業（工事）名 |  |
| 却下理由    |  |

様式第4号（第7条関係）  
様式第4号（第7条関係）

## 宅地造成支援補助事業変更・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で事業認定を受けた佐久穂町  
宅地造成支援補助金について、下記のとおり事業を変更・廃止したいので、補助金交  
付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

### 記

#### 1、変 更

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 事業（工事）名 |     |     |
| 変 更 内 容 | 変更前 | 変更後 |
|         |     |     |
| 変 更 理 由 |     |     |

※変更の内容が確認できる図面等を添付すること。

#### 2、廃 止

|         |  |
|---------|--|
| 事業（工事）名 |  |
| 廃 止 理 由 |  |

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

## 宅地造成支援補助事業変更・廃止承認通知書

申請者 様

佐久穂町長 印

年 月 日付けで事業の変更・廃止承認申請のあった佐久穂町宅地造成支援補助金について、下記のとおり承認したので、補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

### 記

#### 1、変 更

|         |  |
|---------|--|
| 事業（工事）名 |  |
| 変 更 内 容 |  |

#### 2、廃 止

|         |  |
|---------|--|
| 事業（工事）名 |  |
| 廃 止 内 容 |  |



様式第6号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

## 宅地造成支援補助事業着手届

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で事業認定を受けた佐久穂町宅地造成支援補助金について、工事に着手しましたので、補助金交付要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

### 記

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 事業（工事）名 |                   |
| 工事施工者   | 所在地<br>名称<br>電話番号 |
| 着手年月日   | 年 月 日             |
| 完了予定年月日 | 年 月 日             |

## 宅地造成支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で事業認定のあった佐久穂町宅地造成支援補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

### 記

|          |                                   |               |                                 |
|----------|-----------------------------------|---------------|---------------------------------|
| 事業（工事）名  |                                   |               |                                 |
| 宅地造成土地   | 佐久穂町大字                            |               |                                 |
| 土地筆数     | 筆                                 | 総面積           | m <sup>2</sup>                  |
| 分譲用宅地区画数 | 区画 …①<br>※1区画200m <sup>2</sup> 以上 | 開発道路の<br>寄付面積 | m <sup>2</sup> …②<br>※小数点以下切り捨て |
| 工事施工者    | 所在地<br>名称<br>電話番号                 |               |                                 |
| 工事金額     | 円                                 | 工期            | 着手日 年 月 日<br>完了日 年 月 日          |
| 補助金交付申請額 | 分譲宅地 区画数 (①) × 600,000 円          |               | 円                               |
|          | 開発道路寄付面積 (②) × 7,000 円            |               | 円                               |
|          | 公共下水道区画数 (①) × 332,000 円          |               | 円                               |
|          | 合 計                               |               | 円                               |

### 添付書類

- ☐ しゅん工図    ☐ 工事写真及び完成写真    ☐ 宅地造成工事契約書（写し）  
☐ 宅地造成工事代金領収書等（写し）又は事業費の支出を証する書類  
☐ 開発道路にあっては、町への寄附申出書（写し）    ☐ 公共下水道にあっては、工事の完了検査結果通知書（写し）    ☐ その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）  
様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

## 宅地造成支援補助金交付決定・確定（却下）通知書

申請者 様

佐久穂町長 印

年 月 日付けで申請があった佐久穂町宅地造成支援補助金について、補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり決定・確定（却下）したので通知します。

### 記

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 事業（工事）名              |        |
| 宅地造成土地               | 佐久穂町大字 |
| 交付決定額                | 金 円    |
| 交付申請額から変更<br>の場合その理由 |        |

※速やかに、宅地造成支援補助金交付請求書（様式9号）を提出すること。

様式第9号（第12条関係）  
様式第9号（第12条関係）

宅地造成支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定のあった佐久穂町宅地造成支援補助金を、補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1、請求金額 金 円

2、振込先

|       |       |        |  |
|-------|-------|--------|--|
| 金融機関名 |       | 支店・支所名 |  |
| 預金種別  | 普通・当座 | 口座番号   |  |
| フリガナ  |       |        |  |
| 口座名義人 |       |        |  |